ＣＵ三多摩ニュース 100号

発行：コミュニティユニオン東京三多摩協議会
〒185-0034　国分寺市光町 1-40-12
北多摩西教育会館内
2024. 1. 1　編集人　宮本　一
☎Fax 042-571-1166／090-2247-1166
Email　cu3tama@abeam.ocn.ne.jp
HP アドレス　https://cu3tama.org

2023 年「労働法連続講座」12 回終了
16 人が参加、最終日は模擬相談で交流

受講者の石澤勝二さんに修了証書を手渡す

12 月 16 日、12 回目の講座最終日は本部の白滝書記長も参加いただき、模擬相談の資料を基に 3 班に分かれてグループ検討会を行いました。

〈第一回目討議・検討項目〉

◇相談者の要求は何か
◇争いのない事実の確認
◇何が争点なのか、会社側・相談者の主張
◇資料等でわかる範囲での要求実現の見通し
◇労働契約上問題となる使用者側の行為は?
◇相談者に追加して聞きたい事
◇不明な部分を補うどんな資料が必要か

―こうした課題で討議し、それぞれの班から発表してもらい、2 回目の討議（団交に向けた方針）を行い、さらに深めました。

〈第二回目討議・検討項目〉

◇(会社側からの解雇通知に対し)解雇は有効か無効か。交渉で何を求めてどのように主張するか。

◇交渉で会社側へ求める事項を 3 つ以上上げ、どのように根拠づけるか説明し、見通しは?

―等について発表し、交流しました。

「実践的で大変良かった」「集団的な検討でいろいろな角度からの意見もでて有意義だった」等の感想がだされ、最後に塚本弁護士から、論点について解説してもらいました。

最後に、12 回の連続講座に組合役員以外で 8 割以上の出席者 11 人に「修了証書」を宮田委員長から授与し終了しました。

終了後、場所を移動して懇親会を行い盛り上がりました。

講師の塚本和也弁護士より

みなさま、12 回、1 年間にわたる講座の受講、大変お疲れ様でした。私は、同じ事務所の尾林弁護士、白神弁護士、特定社労士の北村さんとともに、講師を務めさせていただきました。私自身にとっても、大変勉強になりました。ありがとうございました。

尾林弁護士が初回で言っていたように、この講座のテキストとして使用した、日本労働弁護団の「労働相談マニュアル」を使いこなすことができれば、労働問題に取り組む弁護士と同水準で相談対応をすることができます。私の講義では、目次を大切にしながら話をさせていただきました。ぜひ活用していただければと思います。

最後の模擬労働相談の回では、みなさんが適切な分析やアドバイスをできていたと思います。今後は自信をもって労働相談対応に当たるとともに、引続き仲間を増やし、労働環境を良くする運動を

していただければ、よりよい社会が実現できると確信しています。ご一緒に頑張りましょう。

イザという時、頼りに！

須永杏子さん記

「労働法連続講座」を途中から受講しました。学ぶなかで「今まで働いてきた職場で指示されたあのことは、労働法に違反していたんだな」と思う点があります。

たとえば、休憩時間中の電話当番（休憩時間の延長なし・残業代もなし）や始業時間前の清掃など。なかには、「就業規則を見たい」と申し出ても、就業規則を見ることがまるでわがままであるかのような態度をとった上司さえいました。

法律を知っておくことが自分を守る一歩になりそうです。皆さん、お疲れ様でした。

♪ 11 回参加できました ♪

M・Y さん記

「心理的安全性」はあなたの職場にありますか?今日本の経済界や政界で問題の不正、それを告発できず、告発して自死した方も。ハラスメント受けていませんか、職場を黙って辞めず、一度、CU 三多摩に相談してみませんか?ここは心理的安全性が担保される場です。

私はここに相談に来てから 1 年以上。職場でハラスメントを経験しました。CU 三多摩の皆さんが寄り添ってくれました。どんな事でも話してみましょう。11 回講座に参加できました。

別のテーマでの講義も期待！

東京土建書記・野本

全 12 回の講義、参加できない回もあり、もったいない事だったと思いました。労働相談の分野は不勉強で、毎回ためになりました。法律は変わるので今後も学習は必要です。また組合の書記として、労基法の知識は不可欠なので、自分自身の今後につながります。一年間、楽しく受講できましたし、別のテーマを含めた講座をお願いしたい。そして、もっと多くの方が受講できればと思います。

明けましておめでとうございます

相談員増とさらなる組織拡大を

執行委員長　宮田清志

仲間のみなさん、明けましておめでとうございます。CU 東京三多摩は昨年、様々な困難な労働相談を解決してきました。

とくにパワハラや変形労働制による残業代不払い等、時間のかかる事例も増えました。また、1 年をかけて相談員を増やすよう連続講座に取り組み、私も勉強させてもらいました。

いま政府の無策により物価高騰はうなぎ上り。給料も追いつかず、生活は本当に大変です。最賃も東京は 41 円 UP しましたが、米欧は 2 千円レベルで半分程度です。インボイス制度も反対の声を無視して実施、中小零細事業者やフリーランスは増税負担するか仕事を辞めるか、という事態に追い込まれています。

一方、自民党派閥の裏金問題が連日報道されていますが、説明責任を果たさず国民の怒りが高まっています。岸田政権の支持率は 10%台となり崩壊前夜の状況です。今年は 7 月に都知事選等が予定されていますが、総辞職か解散総選挙か、の情勢です。

こうした中での新年を迎え、皆さんも健康に留意しつつ、CU 東京の運動と組合員拡大への一層のご協力をお願いし、新年のごあいさつとします。

100 号おめでとう、これからも

CU 三多摩ニュース 100 号おめでとうございます。本部こみゅーと編集者としても、毎号、工夫を凝らして「知って得する情報」をたくさん教えてくださり、ありがとうございます。最近は、「連続講座」の内容を毎回載せて下さり、参加できない仲間たちへ学ぶ機会を提供されて励まされます。これからも仲間とともにご一緒に歩んでいきましょう。

本部・寺川さん

◇労働相談

障がい者施設でのハラスメントと退職強要

謝罪、解決金で合意解決

相談者Ａさんは 2022 年８月に障がい者施設に入職、サービス管理責任者としても従事してきました。もう一人の相談者Ｂさんは 2022 年４月から生活支援員として、正社員として働いていました。

相談は、２名がその施設の理事である別の部門の施設長他３名ほどから、集中的な嫌がらせを受け、その後法人自体から休職の強要を受け、結果的に退職に追い込まれた、というものです。

２人からの聞き取りは、Ａさんに対する嫌がらせとパワハラは組織的なものであることが判明し、休職から退職へ追い込もうと法人側が行っている様子が明らかでした。この一連のことで本人は適応障害を発症し、通常通りの労働をすることが困難になりました。

また、Ｂさんは正社員採用を入職後わずか 20 日の試用期間中に有期雇用に変更されていたことが判明しました。これは労働契約法 16 条に反しており、まさしく解雇権乱用法理に該当するものです。

組合は 9 月末に団体交渉を申し入れ、10 月と 11 月の 2 回団体交渉。1 回目の交渉後に組合の主張に対し、事実を確認したという弁護士からの主張が送られてきましたが、我々の意見に耳を貸す姿勢も誠意も感じられない回答でした。

組合側は 2 回目の団交で、Ａさんの主治医の意見を無視する対応、悪意に満ちた医師への文書を具体的に明らかにし、様々な事実と違う点を指摘しました。そして、Ｂさんについては無期雇用から有期雇用への転換は法違反であり、無効であること、法に反する回答を行っていることなどを追及しました。

この全面的な反論を行った結果、当初は認めなかった謝罪と法人都合の退職理由、そして解決金の引き上げを勝ち取ることが出来ました。そして、年内に最終処理を行うことも確認されました。

【投稿】　梅田浩正

ガザ

即時停戦、市民の命守れ!!

国会前集会にＣＵ三多摩の旗

世界人権デー、世界各地でガザ地区での即時停戦を求めるデモ。12 月 10 日国会前集会に参加しました。パレスチナ問題というと、市民運動や労働運動にかかわっていると必ず？詳しい、或いは熱心な方がいますが、私はむしろ「へぇー、そうなのか」という程度でした。

今回は地元の市民運動家の菱山南帆子さんの呼び掛けを受けての参加です。労働法講座で講師をしてくれた白神弁護士とも親しい運動家です。イスラエル軍によるガザ地区の攻撃が完全に常軌を逸しており、見て見ぬふりはできない。初めはイスラエル大使館前の抗議活動で、10 名前後の行動でした。正直パレスチナ問題というと私の周りでも、今風に表現するなら意識高い系？というか世間的には関心が薄い分野なのかなと感じます。

しかし先日の国会議事堂前のデモでは4000名の参加で、いますぐ停戦、ガザから撤退、命守れの声を響かせました。この戦争では日本でも原油価格高騰、昔のオイルショックの様な騒動が起きるかもしれません。遠い国の出来事ではなく、私たちの問題として関心を高めていく必要があると思いました。

全建総連 100 万人署名協力要請

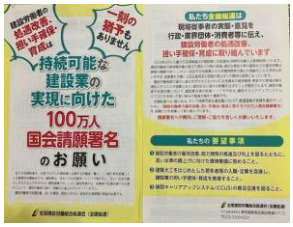

建設技能者の担い手が危機的状況にあることから、建設労働者・職人の賃金引上げ、雇用改善を図り持続可能な建設業の実現へ、全国建設労働組合総連合(全建総連 61 万人)と傘下組織あげた 100 万人署名が開始されました。CU 三多摩は東京土建よりの協力要請を受け、組合員への署名協力を行います。ご協力ください。

CU 三多摩も支援、厚生荘病院労組の闘い

賃金裁判で不当判決許さず

2023 年 12 月 6 日（水)、東京地裁立川支部で厚生荘病院労組の賃金裁判の判決がありました。

「原告（厚生荘病院労組側）の請求は理由がなく棄却する」という不当判決です。

長年にわたり給与規程と一体の給与表に基づいて定期昇給が行われてきたところ、2020（令和２）年に突然使用者の判断で、減額、翌年にゼロになったため、就業規則の合理性のない不利益変更として減額分を請求したもの。

判決後の報告集会では「不当判決許さない」とただちに東京高裁へ控訴し、闘う決意表明

厚生荘病院労組は、12 月 11 日の原告団会議で、今回の不当判決を受け入れられないと東京高裁に控訴の手続きを行い、高裁では必ず勝利する決意を表明しています。

並行して、東京地裁（霞が関）で、一連の裁判闘争の本丸ともいえる地位確認（不当解雇撤回）と組合事務所の使用権回復の裁判をたたかっています。

厚生荘病院労組のたたかいを物心ともにささえるために、ＣＵのみなさん引き続き熱い支援をお願いします。

CU 東京三多摩協議会の

2024 年 新年旗びらき

◇1 月 28 日(日)
15 時 30 分より

◇組合事務所３階
・北多摩西教育会館、国立駅 5 分
◇会費 1,000 円(軽飲食あり)

新しく組合員になられた方も、ご参加ください。みんなで、新年の思いを語らいましょう。

オスプレイ配備やめよ、の集会に参加

11 月 26 日（日）福生南公園で「横田基地にオスプレイはいらない」(650 人参加)に参加してきた。集会では、オスプレイの墜落の危険性を訴えた矢先、29 日米軍横田基地所属のオスプレイが屋久島沖で墜落した。

オスプレイは墜落事故が相次ぎ、これまでに 63 人の死亡が確認されている。あまりの犠牲者の多さから「空飛ぶ棺桶」と呼ばれており、米軍が安全対策を怠ったとして米国では訴訟も発生している。「構造欠陥機」であるオスプレイ配備の撤回を早急に行うべきである。

【小野塚洋行記】

◇　◇　◇

CU 三多摩組合員の

甲田直己さんが府中市長選に立候補しましたのでご紹介します。ぜひ応援をお願いします。連絡先 **042-333-7744** へ。